

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

報告事項件名	頁
(1) 【追加】節湯型シャワーヘッド購入費補助金について	2

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	【追加】節湯型シャワーヘッド購入費補助金について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>CO₂量を削減していくためには、区民が手軽に取り組めることが重要である。節湯型シャワーヘッドの購入助成のメニューを追加し、家庭部門のエネルギーの更なる削減を目指す。</p> <p>1 節湯型シャワーヘッド購入費補助金の概要（新設）</p> <p>(1) 対象機器 節湯型シャワーヘッド</p> <p>(2) 性能基準 区の指定した性能を満たした製品</p> <p>(3) 対象者（案） 対象機器を合計6,000円以上（消費税抜き）で購入し、自宅に設置した個人</p> <p>(4) 補助金額 一律3,000円</p> <p>(5) 申請期間 交付要綱確定次第開始 令和5年2月28日（火）受付終了 ※ ただし予算が予定件数に到達次第終了</p> <p>2 予算額（省エネ・創エネ推進事業の予算の中で実施） 600千円（@3,000円×200件） ※ 東京都の補助金制度の対象となる見込み</p> <p>3 補助金交付方法</p> <p>(1) 申請者が対象機器を購入</p> <p>(2) 申請書と領収書、対象機器の性能が分かる説明書等を添えて申請</p> <p>(3) 区から申請者の口座へ補助金振込</p>
問題点 今後の方針	あだち広報に掲載するとともに、ホームページ、SNS等でPRしていく。 詳細は、交付要綱を制定し実施する。